



認知症への備えと対応

「成年後見制度」の活用

〈前編〉

近年、高齢化の進展とともに、認知症を患う人が増えていきます。認知症の症状が進むと、特に金銭面でさまざまなトラブルが生じ、本人やまわりの家族が困ることが少なくありません。もし、自分の両親や家族が認知症になってしまったら、金銭の取り扱いや財産管理においてどのようなトラブルが起こる可能性があります。まわりはどう対処すればいいのか？ また、認知症になる前に、どのような備えをしておけばトラブルを避けられるのか？

今回は、そのような不安や疑問を持つ方のために、認知症になったときに起こりうる金銭面での問題と、それに対処するための成年後見制度の活用方法についてご紹介します。

認知症になると、金銭面ではどのような問題が発生するのか？

まずは、認知症になると金銭面ではどのような問題が発生するのか確認しましょう。

▼ 本人が生じるトラブル

① 買い物がおまけでできず、無駄づかいをしやすい

認知症の症状が進むと、手持ち現金の把握や、商品の値段の計算が難しくなり、レジで戸惑うなど、買い物がおまけでできなくなります。また、すでに自宅に同じ商品があるのに、それを忘れて何個も購入したり、通販でたくさん買い物をするなど、無駄づかいをしやすいです。

② 悪徳商法や詐欺に引っ掛かりやすくなる

一般的に、高齢になるほど、悪質な訪問販売や詐欺に引っ掛かりやすくなります。

2019年度に独立行政法人国民生活センターに寄せられた80歳以上の人からの相談件数は、過去10年で最多を記録しました【表1】。高齢者の困りごとのうち、60歳代・70歳代では情報通信関連や通信販売について、80歳以上では訪問販売や電話勧誘販売に関する相談が多い傾向にあります。年齢



弁護士
本田 桂子

【ほんだ・けいこ】東京・蒲田で遺言・相続・信託・民事訴訟を主業務とする法律事務所勤務。『誰でも簡単に作れる遺言書キット』（永岡書店）、『行職員が読む 遺言書のすすめ方づくり方』（経済法令）他、著書多数。
kashintaku1@gmail.com

的に、その中には認知症により判断能力が低下した人が相当数含まれることが予想されます。

特に一人暮らしをしている場合は、業者の言うなりに契約を結ぶおそれが高く、欠々に家族が家を訪ねると、シロアリ除去やリフォームなどの名目で、不要な工事がされていることに気づくケースもあります。

③ 預貯金や家計の管理ができなくなる

口座に年金が入るとすぐに全額を引き出して使うなどして、預貯金の口座残高が底をついて光熱費が引き落とせず、電気やガスが止められる可能性があります。

キャッシュカードの暗証番号を忘れてお金を引き出せなくなったり、通帳や銀行印を紛失し、何度も金融機関の窓口で再発行手続きや改印届を出すケースは珍しくありません。

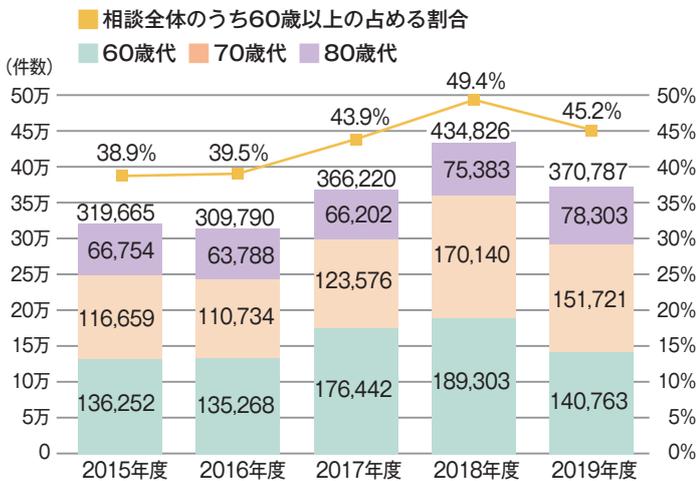
④ 不動産の管理ができなくなる

家の窓ガラスが壊れたり、雨漏りがしても修理しようと思わないため、自宅が住みづ



>>> 介護と家計を考える

【図表1】PIO-NETにみる60歳以上の相談件数
および相談全体のうち60歳以上の割合の推移



出典：独立行政法人国民生活センターのホームページより一部改変

※ PIO-NETは、独立行政法人国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談を蓄積しているデータベース

らくなる場合があります。

賃貸用のアパートやマンションを所有している場合、建物の周囲を掃除しなかったり、入居者とコミュニケーションがうまくいかないなど日常的な管理の問題のほかに、入退去の際の契約ができない、大規模修繕や建て替えができないといった管理・処分の問題も生じます。

① **家族などまわりの人に生じるトラブル**

① **お金を盗られたと責められる**

大事な物を盗まれたと訴える、いわゆる「物盗られ妄想」は、認知症でよくみられる症状の一つです。本人の手もとにお金が無かったり、財布や通帳を紛失した場合に、

家族やまわりの人が盗ったからだと思ひ込み、責め立てることがあります。

② **口座の凍結により、**

③ **不動産を売却できない**

④ **財産管理のことで、家族同士がもめる**

本人が金融機関で預貯金を引き出そうとした際に様子がおかしかったり、一人では手続きができないため家族が窓口につき添った際に、担当者がその様子を見て口座を凍結する場合があります。

金融機関にとつては、本人が詐欺などの犯罪や口座の不正使用に巻き込まれるのを防ぐためですが、家族からすれば、介護や施設入所のための費用を本人の預金口座から引き出せなくなるのは、とても困ります。

なお、生命保険文化センターの調査によると、**介護者の平均介護期間は4年7カ月**。介護費用は、**住宅改修や介護用ベッド購入など一時費用の合計が平均69万円**、**月々の費用が平均7・8万円**です。これを家族が立て替えるのは、大きな負担になります。

③ **不動産を売却できない**

介護施設の入所費用をねん出するため、家族が本人名義の不動産を売却したいと思っても、本人の判断能力の低下により、売買契約ができない場合があります。

④ **財産管理のことで、家族同士がもめる**

判断能力が低下した人の財産を、事実上、親族が管理する場合は、トラブルになる可能性が高くなります。たとえば、家族が勝手にお金を使い込んだり、贈与契約書にサインさせて預貯金を贈与したことにしたり、

不動産を勝手に売却するなど、さまざまなケースが考えられます。

万一、本人のふりをして家族が何らかの契約をしたりお金を引き出した場合は、将来、他の親族から訴えられるリスクがあります。本人の死後、**相続手続きの際に家族の使い込みが発覚することも珍しくありません**。弁護士がよく相談を受けるのは、このようなケースです。

家族がきちんと財産管理をしている場合でも、他の親族からみれば、勝手にお金を使い込んでいるのではと疑念を抱かれやすいものです。

▼ **早めに周囲と相談して、適切なサポート体制を築く**

このように、家族が認知症になると、本人だけでなくまわりの家族も深刻な問題を抱えることになりがちです。どうも最近、本人の様子がおかしいと思ったら、親族や主治医・介護関係者などに相談して、早めに適切なサポート体制を築くのが望ましいと言えます。

日常生活の金銭管理や、年金の受領などのサポートについては、**地域の社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業」**を利用することも考えられますが、あくまで日常的な金銭管理にとどまります。施設の入退所など生活全般に関する**支援(身上監護)の契約はできないため**、次に紹介する成年後見制度のほうが、より広く本人の生活をサポートできます。

【図表2】成年後見制度は、法定後見と任意後見に分けられる

出典：筆者作成

現在の判断能力	後見の種類	区分	対象者など	援助する人	援助する人に与えられる権利
すでに不十分	法定後見	補助	判断能力が不十分な人	補助人	特定事項の同意権と取消権等
		保佐	判断能力が著しく不十分な人	保佐人	特定事項の同意権と取消権等
		後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	後見人	代理権と取消権
十分ある	任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度。家裁が任意後見監督人を選任したときから、契約の効力が生じる		任意後見人	代理権

「成年後見制度」とは
どのような制度なのか？

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が不十分な人

(成人)を保護するための制度で、「法定後見」と「任意後見」の2つに分けられます。

▼「法定後見」とは？

法定後見は、すでに本人の判断能力が低下している場合に、本人やまわりの人が家庭裁判所(家裁)に申し立て、財産管理や身上監護について本人をサポートする人を選んでもらう制度です。本人の判断能力の程度によって、「補助・保佐・後見」の3つの類型があります【図表2】。本稿では、もともと判断能力の低下が著しい「後見」の類型を前提に説明します。

法定後見の場合、後見人は本人を代理して、次のような財産管理や身上監護に関する法律行為を行い、契約を結んだり、本人がした契約を取り消すことができます。

・ 財産管理

預貯金などの金融資産や不動産の管理、遺産分割協議への参加、売買契約などの契約の締結、税金や医療費等の費用の支払いなど。

・ 身上監護

住宅や生活環境の整備、入院手続き、介護サービスなどの契約や高齢者施設の入所契約など。介護など事実上の手続きは含みません。

▼「任意後見」とは？

法定後見に対し、「任意後見」は、現在十分な判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になったとき、信頼できる人に後見人になってもらえるように、現時点でその人(受任者)と契約を結んでおく制度です。将来、実際に判断能力が不十分になっ

た場合は、受任者が家庭裁判所に申し立てて後見人となり、本人をサポートします。任意後見人ができる内容は法定後見人と似ていますが、委任者と受任者の合意により定めることができます。

成年後見を利用する際の流れはどうなっているのか？

「法定後見」と「任意後見」それぞれについて、利用の流れをご紹介します。

▼「法定後見」利用の流れ

本人の判断能力が低下し財産管理などの法律行為が難しくなった段階で、まわりの人が後見人の選任の申し立てを行います。後見人が選任されるまでの流れは、次のとおりです。

① 家庭裁判所に後見の申し立てをする

本人・配偶者・四親等以内の親族(親族がない場合は市町村長など)のうち代表者が、家庭裁判所に法定後見の申し立てを行います。提出する書類の数が多いため、準備には数週間程度の時間がかかります。

② 家庭裁判所の調査官が申立人や後見人候補者、家族、本人に調査を行う

本人の判断能力や財産管理能力・自立して生活できるかや、家族が後見についてどう考えているかなどを、電話・書面・面談などで確認します。必要な場合は、専門医による医学鑑定も行います。

③ 裁判官による判断、決定

それまでの調査をもとに、裁判官が後見

